

ひがしうら地域クラブ推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 将来にわたり、中学生がスポーツ活動又は文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する観点から、中学校における部活動（以下「部活動」という。）の地域移行に関する意見を聴取するため、ひがしうら地域クラブ推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) ひがしうら地域クラブの運営方法等に関する事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、ひがしうら地域クラブに関し必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 教育、スポーツ又は文化に関し知識又は経験を有する者
- (2) 公募により選考された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員として依頼した日から1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。